

## 「美夜古会」支部運営規程

第1条 支部設立後は各支部の自由運営を原則とするが、支部は本部との連絡を密にし、美夜古会会則（以下「会則」という。）第3条の達成のため共に活動することを目的とする。

2 支部運営に際しては、会則、規程等を準用し円滑なる運営を行うこと。

第2条 本部は各支部に対して、予算の範囲内において毎年度通信費と事務費を加算した金額を支部運営費として助成する。

2 通信費は、その年度における当該支部構成人数の往復封書代金とする。

3 事務費は、本部に納入した年会費納入人員に1,000円を乗じた金額及び前年度当該支部構成員数による助成金（別表に定める）とする。

第3条 各支部は、毎年度次の資料を本部に提出しなければならない。

- (1) 支部役員名簿
- (2) 当該年度の事業報告
- (3) 当該年度の決算、支部監査の結果
- (4) 次年度の事業計画
- (5) 次年度の予算
- (6) その他会長が必要と認めるもの

### 附 則

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 一部改正 平成25年6月29日
- 3 一部改正 平成30年4月1日

（別表）支部構成員数による助成金

支部構成員数（名）	助成金（円）
10～199	50,000
200～599	100,000
600～999	150,000
1,000～1,999	200,000